

農業次世代人材投資資金

町では、新規就農者の確保・育成を進めるため、経営が軌道に乗るまでの間、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）を活用しながら、後継者の農業技術の向上や経営ノウハウの習得を図っています。

この資金は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して支援するもので、年間最大150万円（最長5年間）を交付します。

町は、交付対象者について、次のとおり要件などを定め適正な交付に努めます。

〔交付の要件〕

- 交付には、次の要件のすべてを満たす必要があります。
- 町内に居住し就農すること
- 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の認定新規就農者に認定されていること
- 青年等就農計画に即して主体的に農業経営を行っている状態で、次の4つの要件を全て満たしていること
- ①自らの農地の所有権、もし

- くは利用権を有していること
- ② 主要な農業機械・施設を自ら所有または借りていること
- ③ 本人名義で生産物や生産資材などを出荷・取引していること
- ④ 生産物の売上や経費の経営収支を、本人名義の通帳、帳簿で管理していること

※親元就農の場合でも、親元就農してから5年以内に経営を継承して、親の経営から独立した農業経営を開始した時点から支援を受けることができます。また、交付期間中に、新規作物の導入など、新規参入者と同等のリスクを追って経営を開始する青年等就農計画であると認められる必要があります。

次の項目に該当するかたには交付できません。

- 生活保護などと重複受給となる
- 雇用保険期間中である
- 配偶者が社会保険で、その扶養者である
- 国民健康保険へ加入していない（雇用保険、社会保険加入者等を指す）

〔交付の中止や返還〕
適正な就農状況でない場

が課税されます。取得した不動産が一定の要件（住宅の規模・土地と住宅の取得時期など）を満たす場合、県へ申告し、税額の減額を受けることができます。詳細については、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

北薩地域振興局県税課
☎0996(25)5206

自然災害による税の減免措置があります

風水害・震災・火災などの災害によって住宅などの財産に損害を受けた場合は、損害の程度に応じて県税（個人事業税、自動車税、不動産取得税、産業廃棄物税、個人県民税）の減免や納付期限の延長などの措置を受けることができます。これらの措置を受けるには、損害金額が事業用資産の価額の2分の1以上であるなど一定の要件があります。詳細については、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

北薩地域振興局県税課
☎0996(25)5206

合（農作業に必要な作業などを怠る）や虚偽の申請などを行った場合、就農状況報告を行わなかった場合、交付の中止や返還などを求めます。

◎問い合わせ先

役場農林課農政係
☎(88)5670「直通」

甲種防火管理新規講習

消防法施行令第3条に規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習のうち、甲種防火管理新規講習を次のとおり実施します。

- 講習日時
7月26日（木）～27日（金）
午前9時～午後5時
- 場所
阿久根市民会館第1会議室
- 募集人員 30人
- 受講申込受付期間
6月11日（月）～7月2日（月）
- ※郵送については、7月2日消印有効
- 受講料 3500円（テキスト代含む）

◎問い合わせ先

阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86)0119「直通」

阿久根地区消防組合長島分遣所
☎(88)5333「直通」

マイライフ・ノート活用してみませんか

ご家族や身近なかたに自分の意思を伝えていきますか。そのきっかけのために「マイライフ・ノート」をご紹介します。マイライフ・ノートは講演会や在宅医療の講話会などで無料配布しています。

◎問い合わせ先

出水郡医師会在宅医療介護支援センター
☎(73)2375「直通」
役場介護環境課介護保険係
☎(86)1153「直通」

県立宮之城高等技術専門学校体験入校生募集

当校は、新規学卒者、離転職者など新たに就職しようとする人などに対し、住宅建築分野に関する職業訓練を実施し、就職支援・建築分野の技能者を育成しています。つきましては、平成30年度オープンキャンパスを開催します。対象は、中・高校生、



7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で68回目を迎えます。